

○厚生労働省告示第四百五十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第六項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成十六年厚生労働省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月二十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第2に次のように加える。

1970 単回使用電動剥離器

1971 生体信号反応式運動機能改善装置